

**【au でんき供給約款（関西電力・KDDI）・料金表】新旧対照表 [平成 29 年 8 月 1 日実施]**

**■ au でんき供給約款（関西電力・KDDI） 本則**

改定前（旧）	改定後（新）
<p><b>1 適用</b></p> <p>(1) お客さままたはお客さまの同居の家族が KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）の指定する次のいずれか（以下「KDDI サービス」といいます。）を利用する場合で、関西電力株式会社（以下「関西電力」といいます。）が、低圧で電気の供給を受ける一般の需要（関西電力以外の者から電気の供給を受けている需要、関西電力が別途定める<u>電気供給約款</u>〔平成 28 年 1 月 15 日届出。以下「供給約款」といいます。なお、供給約款を変更した場合には、変更後の約款といたします。〕および電気供給条件（低圧）〔平成 28 年 4 月 1 日実施。〕により電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気を供給し、KDDI が関西電力の代理人として、申込受付、料金算定、請求等を実施するときの電気料金その他の供給条件は、この au でんき供給約款（関西電力・KDDI）（以下「この au でんき約款」といいます。）によります。</p> <p>(2) (略)</p>	<p><b>1 適用</b></p> <p>(1) お客さままたはお客さまの同居の家族が KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）の指定する次のいずれか（以下「KDDI サービス」といいます。）を利用する場合で、関西電力株式会社（以下「関西電力」といいます。）が、低圧で電気の供給を受ける一般の需要（関西電力以外の者から電気の供給を受けている需要、関西電力が別途定める<u>電気特定小売供給約款</u>〔平成 29 年 7 月 6 日届出。以下「供給約款」といいます。なお、供給約款が変更となった場合には、変更後の約款といたします。〕および電気供給条件（低圧）〔平成 29 年 8 月 1 日実施。以下「供給条件」といいます。なお、供給条件が変更となった場合には、変更後の供給条件といたします。〕により電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気を供給し、KDDI が関西電力の代理人として、申込受付、料金算定、請求等を実施するときの電気料金その他の供給条件は、この au でんき供給約款（関西電力・KDDI）（以下「この au でんき約款」といいます。）によります。</p> <p>(2) (略)</p>
<p><b>2 au でんき約款および料金表の変更</b></p> <p>(1) 関西電力および KDDI は、この au でんき約款を、KDDI は、料金表を変更することができます。この場合には、KDDI はあらかじめお客さまに変更後の内容をお知らせし、お客さまから異議の申出がないときは、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の au でんき約款および料金表によります。</p> <p>(2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、関西電力および KDDI は、変更された税率にもとづき、この au でんき約款および料金表を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の au でんき約款および料金表によります。</p> <p>(3) (1)または(2)の場合、KDDI は、au でんき約款および料金表の変更前は、au でんき約款および料金表の変更内容を、変更後は、au でんき約款および料金表の</p>	<p><b>2 au でんき約款および料金表の変更</b></p> <p>(1) 関西電力および KDDI は、この au でんき約款を、KDDI は、料金表を変更することができます。この場合には、KDDI はあらかじめお客さまに変更後の内容をお知らせし、お客さまから異議の申出がないときは、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の au でんき約款および料金表によります。</p> <p>(2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、関西電力および KDDI は、変更された税率にもとづき、この au でんき約款および料金表を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の au でんき約款および料金表によります。</p> <p>(3) (1)または(2)の場合 <u>(当該変更の内容が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をともなわ</u></p>

<p>変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに関西電力およびKDDIの名称および所在地を電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客様の閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。</p> <p>なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。</p>	<p><u>い場合を除きます。)</u>、KDDIは、auでんき約款および料金表の変更前は、auでんき約款および料金表の変更内容を、変更後は、auでんき約款および料金表の変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに関西電力およびKDDIの名称および所在地を電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客様の閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。</p> <p>なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。  <u>また、需給契約の変更の内容が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をともなわない場合、KDDIは、当該変更となる事項の概要のみを、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客様の閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。</u></p>
<p><b>3 定義</b></p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第<u>16</u>条第1項に定める賦課金をいいます。</p> <p>(14)～(15) (略)</p>	<p><b>3 定義</b></p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第<u>36</u>条第1項に定める賦課金をいいます。</p> <p>(14)～(15) (略)</p>
<p><b>13 需給契約書の作成</b> 関西電力またはKDDIが必要とする<u>ときは</u>、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。</p>	<p><b>13 需給契約書の作成</b> 関西電力またはKDDIが必要とする<u>場合は</u>、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。</p>
<p><b>34 需給契約の変更</b></p> <p>(1) お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。</p> <p>(2) (1)の場合、KDDIは、需給契約の変更前は、需給契約の変更内容を、変更後</p>	<p><b>34 需給契約の変更</b></p> <p>(1) お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。</p> <p>(2) (1)の場合 <u>(当該変更の内容が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる</u></p>

は、需給契約の変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに関西電力およびKDDIの名称および所在地を電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客様の閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。

なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をともなわない場合を除きます。)、KDDI は、需給契約の変更前は、需給契約の変更内容を、変更後は、需給契約の変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに関西電力およびKDDIの名称および所在地を電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客様の閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。

なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。また、需給契約の変更の内容が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をともなわない場合、KDDI は、当該変更となる事項の概要のみを、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客様の閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。

#### 附則

##### 1 この au でんき約款の実施期日

この au でんき約款は、平成 28 年 10 月 1 日から実施いたします。

#### 附則

##### 1 この au でんき約款の実施期日

この au でんき約款は、平成 29 年 8 月 1 日から実施いたします。

■ au でんき供給約款（関西電力・KDDI） 料金表

改定前（旧）	改定後（新）												
<p>au でんき供給約款（関西電力・KDDI）（平成 28 年 10 月 1 日実施。以下「au でんき約款」といいます。）における、電気料金およびその請求等の条件についてはこの料金表において、KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）が定めます。</p>	<p>au でんき供給約款（関西電力・KDDI）（平成 29 年 8 月 1 日実施。以下「au でんき約款」といいます。なお、au でんき約款が変更となった場合には、変更後の au でんき約款といたします。）における、電気料金およびその請求等の条件についてはこの料金表において、KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）が定めます。</p>												
<p><b>1 契約種別</b> この料金表の契約種別は、でんき M プラン（関西）, でんき L プラン（関西）および低圧電力（関西）といたします。</p> <p>1 – 1 でんき M プラン（関西） (1)~(3) （略） (4) 料金 料金は、4（料金の算定期間）に定める料金の算定期間における使用電力量にもとづき次によって算定された金額および 12（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、13（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>40,700 円</u>を下回る場合は、13（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、13（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>40,700 円</u>を上回る場合は、13（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。料金について支払いを要する額は、料金および料金（12〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>最低料金</td> <td>1 契約につき最初の 15 キロワット時まで</td> <td>税抜額 <u>346 円 04 銭</u></td> </tr> <tr> <td>電力量</td> <td>15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>税抜額 <u>21 円 13 銭</u></td> </tr> </table>	最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	税抜額 <u>346 円 04 銭</u>	電力量	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	税抜額 <u>21 円 13 銭</u>	<p><b>1 契約種別</b> この料金表の契約種別は、でんき M プラン（関西）, でんき L プラン（関西）および低圧電力（関西）といたします。</p> <p>1 – 1 でんき M プラン（関西） (1)~(3) （略） (4) 料金 料金は、4（料金の算定期間）に定める料金の算定期間における使用電力量にもとづき次によって算定された金額および 12（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、13（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>25,500 円</u>を下回る場合は、13（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、13（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>25,500 円</u>を上回る場合は、13（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。料金について支払いを要する額は、料金および料金（12〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>最低料金</td> <td>1 契約につき最初の 15 キロワット時まで</td> <td>税抜額 <u>303 円 37 銭</u></td> </tr> <tr> <td>電力量</td> <td>15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>税抜額 <u>18 円 29 銭</u></td> </tr> </table>	最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	税抜額 <u>303 円 37 銭</u>	電力量	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	税抜額 <u>18 円 29 銭</u>
最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	税抜額 <u>346 円 04 銭</u>											
電力量	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	税抜額 <u>21 円 13 銭</u>											
最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	税抜額 <u>303 円 37 銭</u>											
電力量	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	税抜額 <u>18 円 29 銭</u>											

料金	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	<u>27 円 09 錢</u>		料金	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	<u>24 円 25 錢</u>
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	<u>30 円 85 錢</u>			300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	<u>27 円 72 錢</u>

## 1 - 2 でんき L プラン（関西）

(1)～(4) (略)

### (5) 料金

料金は、基本料金、電力量料金、および 12（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、13（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が40,700円を下回る場合は、13（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、13（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が40,700円を上回る場合は、13（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。料金について支払いを要する額は、料金および料金（12〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

#### イ 基本料金

(略)

#### □ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	<u>18 円 95 錢</u>
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	<u>22 円 91 錢</u>
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	<u>26 円 23 錢</u>

## 1 - 2 でんき L プラン（関西）

(1)～(4) (略)

### (5) 料金

料金は、基本料金、電力量料金、および 12（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、13（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,500円を下回る場合は、13（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、13（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,500円を上回る場合は、13（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。料金について支払いを要する額は、料金および料金（12〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

#### イ 基本料金

(略)

#### □ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	<u>16 円 11 錢</u>
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	<u>20 円 07 錢</u>
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	<u>23 円 10 錢</u>

### 1－3 低圧電力（関西）

(1)～(4) (略)

#### (5) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および 12（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、13（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 40,700円 を下回る場合は、13（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、13（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 40,700円 を上回る場合は、13（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。料金について支払いを要する額は、料金および料金（12〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

##### イ 基本料金

(略)

##### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

税抜額		
	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	<u>16円 64銭</u>	<u>15円 30銭</u>

### 1－3 低圧電力（関西）

(1)～(4) (略)

#### (5) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および 12（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、13（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 25,500円 を下回る場合は、13（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、13（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 25,500円 を上回る場合は、13（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。料金について支払いを要する額は、料金および料金（12〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

##### イ 基本料金

(略)

##### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

税抜額		
	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	<u>13円72銭</u>	<u>12円37銭</u>

## 12 再生可能エネルギー発電促進賦課金

### (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 16 条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

## 12 再生可能エネルギー発電促進賦課金

### (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

<p>なお、KDDIは、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめKDDIの指定するホームページで公開いたします。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。</p> <p>なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>また、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <p>□ お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第<u>17</u>条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客様からKDDIにその旨を申し出ていただいたときは、お客様からの申出の直後の5月の起算日から翌年の5月の起算日（お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第<u>17</u>条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、<u>当該金額</u>に再生可能エネルギー特別措置法第<u>17</u>条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。</p> <p>なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p>	<p>なお、KDDIは、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめKDDIの指定するホームページで公開いたします。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。</p> <p>なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>また、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <p>□ お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第<u>37</u>条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客様からKDDIにその旨を申し出ていただいたときは、お客様からの申出の直後の5月の起算日から翌年の5月の起算日（お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第<u>37</u>条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、<u>再生可能エネルギー特別措置法第<u>37</u>条第3項第1号によって算定された金額</u>に再生可能エネルギー特別措置法第<u>37</u>条第3項第2号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。</p> <p>なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p>
<p><b>13 燃料費調整</b></p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>イ 平均燃料価格</p> <p>原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。</p>	<p><b>13 燃料費調整</b></p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>イ 平均燃料価格</p> <p>原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。</p>

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.2985$$

$$\beta = 0.2884$$

$$\gamma = 0.4300$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

#### □ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(1) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 40,700円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (40,700\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

(II) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 40,700円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 40,700\text{円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

(略)

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ でんきMプラン（関西）の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

		税抜額
--	--	-----

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0332$$

$$\beta = 0.3786$$

$$\gamma = 0.6231$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

#### □ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(1) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 25,500円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (25,500\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

(II) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 25,500円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 25,500\text{円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

(略)

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ でんきMプラン（関西）の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

		税抜額
--	--	-----

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	<u>2 円 92 錢 5 厘</u>		最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	<u>2 円 71 錢 5 厘</u>								
	電力量料金 上記をこえる 1 キロワット時につき	<u>19 錢 5 厘</u>			電力量料金 上記をこえる 1 キロワット時につき	<u>18 錢 1 厘</u>								
<input type="checkbox"/> でんき L プラン（関西）および低圧電力（関西）の場合 基準単価は、次のとおりといたします。		<input type="checkbox"/> でんき L プラン（関西）および低圧電力（関西）の場合 基準単価は、次のとおりといたします。												
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>税抜額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 キロワット時につき</td><td><u>19 錢 5 厘</u></td></tr> </tbody> </table>				税抜額	1 キロワット時につき	<u>19 錢 5 厘</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>税抜額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 キロワット時につき</td><td><u>18 錢 1 厘</u></td></tr> </tbody> </table>				税抜額	1 キロワット時につき	<u>18 錢 1 厘</u>	
	税抜額													
1 キロワット時につき	<u>19 錢 5 厘</u>													
	税抜額													
1 キロワット時につき	<u>18 錢 1 厘</u>													
(3) (略)			(3) (略)											
(新設)			<p><u>附則</u></p> <p><u>1 この料金表の実施期日</u></p> <p><u>この au でんき料金表は、平成 29 年 8 月 1 日から実施いたします。</u></p>											